

令和4年第10回美幌町議会臨時会会議録

令和4年11月30日 開会

令和4年11月30日 閉会

令和4年11月30日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 議案第 58 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 4 議案第 59 号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 5 議案第 60 号 美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議案第 61 号 令和 4 年度美幌町一般会計補正予算 (第 10 号) について
日程第 7 議案第 62 号 令和 4 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 8 議案第 63 号 令和 4 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 9 議案第 64 号 令和 4 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 10 議案第 65 号 令和 4 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 11 議案第 66 号 令和 4 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 12 議案第 67 号 令和 4 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 13 議案第 68 号 令和 4 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 3 号) について

○出席議員

- | | | | |
|------|-----------------|------|-------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 藤 原 公 一 君 |
| 4 番 | 高 橋 秀 明 君 | 5 番 | 木 村 利 昭 君 |
| 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 | 7 番 | 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 | 8 番 岡 本 美 代 子 君 | 9 番 | 稲 垣 淳 一 君 |
| 10 番 | 古 舘 繁 夫 君 | 11 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 12 番 | 松 浦 和 浩 君 | 13 番 | 馬 場 博 美 君 |
| 議長 | 14 番 大 原 昇 君 | | |

○欠席議員

- 3 番 大 江 道 男 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|---------|
| 美 幌 町 長 | 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 | 矢 萩 浩 君 |
| 監 査 委 員 | 高 木 清 君 | 教 育 委 員 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	関弘法君	福祉部長	河端勲君
経済部長	後藤秀人君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	田中三智雄君	総務課長	斉藤浩司君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	沖崎寿和君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐久間大樹君
戸籍保険課長	佐々木斉君	税務課長	松尾まゆみ君
社会福祉課長	水上修一君	保健福祉課長	中尾亘君
農林政策課長	橋本勝君	耕地林務主幹	伊藤寿君
みらい農業課長	午来博君	商工観光課長	影山俊幸君
建設課長	森口尚博君	建築主幹	宮田英和君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤明君
監査委員事務局長	遠國求君	監査委員事務局次長	小室秀隆君

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田剛君
庶務係	金子未准君		

午前10時00分 開議

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第10回美幌町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番松浦和浩さん、13番馬場博美さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月24日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） [登壇] 令和4年第10回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月24日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、条例改正3件、補正予算8件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配信しておりますので、御了承願います。

なお、大江議員、所用のため欠席の旨、届出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君） [登壇] 本日、

ここに令和4年第10回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

条例の改正について。

議案第58号及び議案第59号については、令和4年度の人事院給与勧告に基づく特別職の国家公務員及び一般職の国家公務員の給与改定に準じて、美幌町議会議員及び美幌町長等の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第60号については、令和4年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、職員の給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合などを改定しようとするものであります。

令和4年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業生産資材の価格高騰に対する支援事業の増額を行おうとするものであります。

特別会計、企業会計につきましては、一般会計と同様に、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正などを行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当部長より御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いいたします。

◎日程第3 議案第58号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第58号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の5ページになります。

議案第58号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料1、議案第58号関係。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和4年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、美幌町議会議員の期末手当の支給割合を変更しようとするものであります。

改正内容でございますが、期末手当の年間支給割合を3.25月分から3.3月分へ0.05月分を引上げいたします。

令和4年度は、6月の期末手当を支給済みでありますので、12月の期末手当を0.05月分引上げ、令和5年度以降は、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引上げいたします。

参考資料3ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は記載のとおりであります。

以上、議案第58号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第59号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第59号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の6ページになります。

議案第59号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料2、議案第59号関係。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、議案第58号と同様、令和4年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を変更するものであります。

改正内容でございますが、期末手当の年間支給割合を4.3月分から4.4月分へ0.1月分を上げいたします。

令和4年度は、6月の期末手当を支給済

みですので、12月の期末手当を0.1か月分引上げ、令和5年度以降は、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引上げいたします。

参考資料の5ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は記載のとおりであります。

以上、議案第59号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第60号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第60号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の7ページになります。

議案第60号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以降につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開き願います。

資料3、議案第60号関係。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和4年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、職員等の給料、期末及び勤勉手当の改正を行おうとするものであります。

改正内容でございますが、まず1点目として、美幌町職員の給与に関する条例の改正になります。

一般職の給料につきまして、若年層に重点を置きながら給料表の水準を上げいたします。

具体的には、20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの職員を対象に給料月額を改定するもので、平均改定率は0.3%となります。

また、一般職の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を4.3月分から4.4月分へ0.1月分を上げ、上げ分は勤勉手当の支給月数へ反映いたします。

令和4年度は、6月の勤勉手当を支給済みですので、12月の勤勉手当を0.1月分引上げ、令和5年度以降は、6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げいたします。

中段から下の再任用職員の期末手当及び勤勉手当につきましては、年間支給割合を2.25月分から2.3月分へ0.05月分を上げ、上げ分は勤勉手当の支給月数へ反映いたします。

6月の勤勉手当が支給済みでありますので、12月の勤勉手当を0.05月分引上げ、令和5年度以降は、6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ0.025月分引上げいたします。

次に、参考資料の7ページになります。

2点目といたしまして、美幌町一般職の

任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正になります。

任期付職員の給料につきまして、国家公務員の給与改定に準じて、給料表の水準を上げいたします。

また、期末手当の年間支給割合を3.25月分から3.3月分へ0.05月分を上げいたします。

令和4年度は、6月の期末手当を支給済みですので、12月の期末手当を0.05月分引上げ、令和5年度以降は、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引上げいたします。

最後に3点目として、美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正になります。

会計年度任用職員の給料について、国家公務員の給与改定に準じて、給料表の水準を引き上げるもので、適用日は令和5年4月1日となります。

施行日はそれぞれ参考資料に記載のとおりであります。

なお、参考資料の8ページ及び9ページに給与勧告の骨子を、10ページ以降に条例の新旧対照表をそれぞれ掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第60号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 給与勧告の骨子に、初任給について、一般職は大卒が3,000円、高卒が4,000円引き上げと書いてありますが、大卒、高卒それぞれについて、引上げ後の金額は具体的に幾らになるのか、分かればお教えてください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 大変申し訳ございません。

きちんと答弁できる資料が手元にござい

ませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

申し訳ございません。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第61号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第61号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の21ページになります。

議案第61号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、地方創生臨時交付金を活用して、農業生産資材の価格高騰対策に関わる支援金を計上するほか、人事院勧告に基づく給与改定に係る人件費の整理などを行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,093万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

126億8,497万1,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の30ページ、31ページをお開き願います。

3、歳出になります。

1款議会費、1項1目の議会費、1、議会運営事務費の増、19万8,000円は、期末手当の支給割合の引上げに伴う増額になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、3、国民健康保険特別会計負担事業費の減、187万9,000円の減額とその下の3目高齢者福祉費、7、後期高齢者医療特別会計負担事業費の減、97万3,000円の減額、その下の8、介護保険特別会計負担事業費の増、30万2,000円につきましては、給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正による特別会計繰出金の予算整理になります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費、3、他会計負担事業費の減、31万8,000円の減額につきましても、人件費の補正による特別会計繰出金の予算整理になります。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、1、農業振興事業費の増、補助金、肥料価格高騰対策支援金4,000万円につきましては、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇、ウクライナ情勢の影響により肥料価格の高騰が見られることから、農業生産コストの一部を支援するための予算措置になります。

国におきましては、肥料価格の高騰が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、価格上昇分の7割を支援する制度が創設され、北海道におきましても、化学肥料の購入費を助成し、価格上昇分の0.5割相当を支援する事業が実施されようとしています。

しかしながら、営農に必要な不可欠な肥料

価格の高騰が農業経営に与える影響は大きく、さらなる支援策が必要な状況にありますので、国と北海道が実施する価格上昇分の支援措置に町が0.5割を上乗せし、支援金を支給することにより、価格上昇分の8割相当を支援いたしたいと考えてございます。

対象となる農家戸数は340戸を見込んでおり、所要額として今回4,000万円を予算措置いたします。

次に、32、33ページになります。

上段の5目畜産業費、1、畜産振興事業費の増、補助金、酪農・畜産経営安定対策支援金1,972万円は、配合飼料価格の高騰が酪農・畜産経営に与える影響を緩和するため、経営体の飼養頭数に応じた支援策を講じるための予算計上になります。

国においては、経産牛1頭当たり7,200円の支援金を支給するほか、配合飼料の購入に対し、1トン当たり6,750円の助成を行います。

また、北海道におきましても、配合飼料の購入に対し、1トン当たり600円を助成する事業が実施されようとしています。

しかしながら、生乳生産の抑制や子牛価格の暴落など、経営努力のみで対応できる状況にはなく、さらなる支援策が必要な状況にありますので、町として経営規模に応じた支援金を支給するものであります。

具体的には、経産牛、肉用牛繁殖雌牛、肥育牛を使用する経営体に対して、1頭当たり7,200円の支援金を支給いたします。

なお、1経営体当たりの支援金は500万円を上限といたします。

対象となる農家戸数は36戸を見込んでおりまして、所要額として1,972万円を予算措置いたします。

事業の実施に当たりましては、J Aびほろと連携の上、早期に支援金を支給できるよう準備を進めてまいりたいと存じます。

次に、8款土木費、4項都市計画費、3

目公共下水道費、1、公共下水道繰出事業費の増、76万円は、給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正による特別会計繰出金の予算整理になります。

次に、12款職員給与費、1項1目の職員給与費、1、職員給与支給事務費の減、687万5,000円の減額は、給与改定及び会計間異動に伴う予算整理になります。

なお、参考資料の33ページ、資料5に給与改定の所要額調書を添付しておりますので、御確認をいただければと思います。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の28、29ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、4目の農林水産業費国庫補助金1,515万円につきましては、歳出で御説明いたしました肥料価格高騰対策、酪農・畜産経営安定対策に係る事業の実施に当たりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるための予算計上になります。

なお、今回の補正により、美幌町へ配分される地方創生臨時交付金の交付限度額の全額を財源充当することになります。

次に、20款繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金3,578万5,000円は、今回の補正予算の財源として基金からの繰入れを行うものであります。

なお、参考資料の32ページ、資料4に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、議案第61号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 31ページの農業

振興事業費の増と33ページの畜産振興事業費の増についてお聞きいたします。

まず1点目、国は化学肥料低減計画書、注文書、領収書、また、取組計画書、実施報告書の提示を求めていますけれども、美幌町としてはどのような補助金を対象にされているのか、また、肥料に対しての実績報告書は、JAに任せるのではなく、町としてどのように管理するのか。

2点目として、畜産事業の1頭当たりの補助金の申請は、どこの月を見た牛の頭数で管理するのか、また、頭数管理であるならば、当然、牛の個体識別番号というものを管理しなければいけないと思うのですが、この管理を美幌町としてどのようにしていくのか。

この2点だけお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 肥料価格高騰支援金の申請の際の添付資料の管理についてお答えさせていただきます。

今回の肥料価格高騰支援につきましては、国で制度設計されました算出方法に基づき、国の支援金、価格上昇分の7割補填に、町の支援金、0.5割を上乗せする形で支援したいと考えております。

国の支援金の申請受付は農協で行いますので、その申請添付資料の写しをいただいて町の支援金の受付を行うことで、生産者の方が申請しやすいように行いたいと考えております。

2点目の畜産関係、支援対象の牛の頭数基準についてお答えさせていただきます。

毎年、北海道に報告しております飼養衛生管理基準の定期報告に基づき、支援する予定となっております。

日付につきましては、今年の2月1日現在の頭数による支援を予定しております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 1頭当たりの牛の関係ですが、2月の頭数と10月、11月1日の頭数の違いというのは当然あると思います。

例えば、2月いっぱい100頭いました、10月で売却して80頭いましたとすると、この20頭分は当然、2月分の金額というか、頭数で全部支払うという考えでいいのですか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 議員おっしゃるとおり、2月1日時点の頭数で支援したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 同じく、31ページの肥料価格高騰対策支援金4,000万円と、33ページの1番上、酪農・畜産経営安定対策支援金1,972万円について伺います。

今回の支援金については、高騰対策ということは理解しました。

考え方なのですけれども、その基準が、例えば、今現在における年内分の高騰に対する支援金なのか。

そうであれば、今日の道新にもありましたけれども、特に飼料関係については、価格高騰で相当大変な農家が出ている中で、このことについても、年内の対応策としてこういう対応なのか。

そうでなければ、来年以降の考え方がどうなのかということと、あわせて2点お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、この高騰の状況が始まってから、商工業ですとか、事業支援を行ってきております。

皆様に御説明してきた中では、農業者に対しては、国の制度設計が固まった段階

で、それに合わせて町も支援していきたいという考えを持っておりました。

今回は、国の制度設計が固まったということで、この支援策を提案させていただいております。

今後につきまして、状況によって当然、国等も何かしらの支援を継続していくのか、国、道の状況を見極めながら、町としても支援していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今後については理解いたしました。

考え方なのですが、今回の支援策というのは、あくまでも年内における支援策という捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 今回、肥料と飼料の部分がありますけれども、肥料の部分につきましては、美幌町といたしまして国費の制度設計に準じてやる考えであります。

国の積算内容につきましては、当年肥料費に対して価格高騰率、それと使用料の低減率を加味した中の7割という考えであります。そういった意味で、肥料に関しましては、今現在の当年度の肥料費を見込んで積算しているという考え方になりますので、町としましてもそれに準じた考えでございます。

配合飼料につきましても、国等の考え方に準じてやっておりますので、今現在の高騰分に対してという考え方でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） ただいま部長から説明がございましたけれども、肥料につきましては、来年度使用する部分に対しましての支援となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さ

ん。

○12番（松浦和浩君） すみません、再度確認なのですが、今、馬場議員が質問しました農林畜産事業費の4,000万円。

これについては、令和4年でなくて、令和5年3月31日までの段階で入金作業が終わるということだと思っております。

それと、餌は、令和4年12月31日までの資金決済に間に合うように入金することによってよろしいのですよね。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 飼料、餌につきましては、当然、厳しい状況を鑑みまして、可能な限り早く支援をしたいということで、年内の支給を考えております。

肥料につきましては、来年の3月ぐらいをめどに支給を考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今回、肥料とか、飼料の補助を出すということなのですが、これは異議を唱えるものでは全然ありませんが、世界情勢とか、そういうことを考えれば、短期に解決するとはあまり考えておりません。

十勝のほうでは、国産のデントコーンを増やして、価格が今まではすごく高かったけれどもかえって安くなって、皆さんに買ってもらい、非常に需要があるということが報道されておりました。

やはり、今後、世界の食糧のことを考えれば、美幌町の農地でこれが可能かどうかは分かりませんが、牛の飼料とか、肥料、例えば、緑肥とか、そういうことを今後、長期的に考えて取り組まなければならないのかなと私は考えています。すぐ動きがあるかどうか分かりませんが、この辺の状況がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 飼料の餌ですけれども、今後、自給飼料の拡大に向けて、国の補助事業とかもございまして、そちらをお知らせしながら拡大していく方向で、側面的な支援を行いたいと考えております。

肥料につきましても、有機農業は経費とかがかさみますので、収量が落ちたりすることも考えますと難しい面もございまして、普及していけるような側面支援を考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第62号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第62号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の35ページになります。

議案第62号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の国民健康保険特別会

計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,154万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、議案書の44、45ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、給料、職員手当、共済費等について、給与改定に伴う増額と人事異動に伴う職員の会計間異動を精査した結果、187万9,000円を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、42、43ページにお戻り願います。

2、歳入。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金187万9,000円の減額につきましては、職員給与費等の人件費に係る一般会計からの繰入れを減額するものでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第63号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第63号令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の47ページになります。

議案第63号令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,382万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、議案書の56、57ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、給料、職員手当、共済費等について、給与改定に伴う増額と人事異動に伴う職員の会計間異動を精査した結果、97万3,000円を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、54、55ページをお開き願います。

（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第63号令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第64号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第64号令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の59ページになります。

議案第64号令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

令和4年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,252万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、68、69ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、給与改定に伴う給料及びその他手当の増額と人事異動に伴う職員の会計間

異動の人件費増減を精査した結果、30万2,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、66、67ページをお開き願います。

(「説明省略」と発言する者あり)

以上、御説明申し上げました。

よろしくお願いいいたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第65号

○議長(大原 昇君) 日程第10 議案第65号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長(那須清二君) 議案の71ページをお開き願います。

議案第65号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

令和4年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定による人件費の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,338万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、80、81ページをお開き願います。

3、歳出。

1款1項1目一般管理費94万4,000円の増につきましては、職員の給与改定に係るものであります。

2款公債費につきましては、財源調整であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、78、79ページをお開き願います。

(「説明省略」と発言する者あり)

以上で、説明を終了させていただきます。

よろしくお願いいいたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第66号

○議長(大原 昇君) 日程第11 議案第66号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の83ページをお開き願います。

議案第66号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

令和4年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員の給与改定による公共下水道特別会計への人件費相当分の負担金の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,938万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、92、93ページをお開き願います。

3、歳出。

1款1項1目一般管理費、負担金18万4,000円の増につきましては、個別排水処理の事務を担当しております職員の給与改定に伴うものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、90、91ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上で、説明を終了させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第66号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第67号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第67号令和4年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の95ページをお開き願います。

議案第67号令和4年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和4年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び人事異動による人件費の補正を行おうとするものであります。

収益的支出の補正、第2条と資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第8条に定めた経費は、記載の金額であります。

次に、96、97ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書。

収益的支出であります。

1款1項3目業務費、記載の金額は、職員4名分の給与改定及び人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、98、99ページをお開き願いま

す。

資本的支出であります。

1 款 1 項 1 目浄水配水設備費、記載の金額は、給与改定及び時間外手当の補正であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 6 7 号令和 4 年度美幌町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 6 8 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 3 議案第 6 8 号令和 4 年度美幌町病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書の 1 0 7 ページになります。

議案第 6 8 号令和 4 年度美幌町病院事業会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の給与改定及び会計間の異動並びに年度途中の就職、退職に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

第 1 条、令和 4 年度美幌町の病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条の収益的支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第 3 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の人件費の補正に伴い、職員給与費の金額から 8, 0 1 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 1 億 1, 9 6 0 万 5, 0 0 0 円にしようとするものであります。

次に、1 0 8、1 0 9 ページを御覧ください。

収益的支出の補正であります。

医業費用の給与費の補正であります。給料から法定福利費までは、令和 4 年度の当初から現在まで採用することができなかった医師及び看護師並びに医療技術職員に係る人件費を減額するとともに、年度途中の就職及び退職並びに会計間の異動による執行見込みからそれぞれ補正を行うものであります。

今回の補正のうち、増額となっているものにつきましては、総務課の事務職員を今年度から 1 名増員していること、また、会計年度任用職員（フル）につきましては、就職及び退職による増減のほか、パートタイム雇用からフルタイム雇用への異動があったことによるものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 6 8 号令和 4 年度美幌町病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大原 昇君） 先ほど、議案第60号について、上杉議員から質疑がありました。そのことについて、答弁調整ができたということですので、答弁を許可いたします。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 先ほど、議案第60号美幌町職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、上杉議員から御質疑をいただいておりますので、その内容について御答弁させていただきます。

今回の改定によりまして、初任給でありますけれども、一般行政職の高卒につきましては、現行15万600円が4,000円引上げとなりまして、15万4,600円に改定いたします。

また、22歳、大卒であります。現行の18万2,200円が3,000円引上げとなりまして、18万5,200円となります。

以上、御答弁させていただきます。

よろしく願いいたします。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年第10回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時 3分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員